

○財務省告示第百十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年三月二十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百八
十六回、第三百八十七回、第三
百八十八回、第三百八十九回及
び第三百九十一回）、利付国庫債
券（五年）（第百二十三回、第百
二十四回、第百二十五回、第百
二十七回、第百二十九回、第百
三十回、第百三十一回、第百三
十四回、第百三十五回及び第百
三十六回）、利付国庫債券（十年）
（第三百九回、第三百十一回、
第三百十二回、第三百十三回、
第三百十五回、第三百十六回、
第三百十七回、第三百十九回、
第三百二十回、第三百二十二回、
第三百二十三回、第三百二十四
回、第三百二十六回、第三百二
十七回、第三百二十九回、第三
百三十回、第三百三十一回及び
第三百三十二回）及び利付国庫
債券（二十年）（第四十五回、第
四十八回、第四十九回、第五
十回、第五十一回、第五十四回、
第五十五回、第五十六回、第六
十回、第六十二回及び第六十五

二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	振替法の適用	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次額面金額で三千九百九十六億円以内（別表のとおり）
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次額面金額で三千九百九十六億円以内（別表のとおり）
六	発行額	四十七億六千五百二十一万円
七	払込金額	九千七百二十二億六千五百二十一万円
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行日	平成三十一年三月二十五日
十一	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額を出した金額

$$\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right]}{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}} \times \text{残存年数}$$

十 十
三 二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

十
四

利
子

十 十 十
七 六 五

十 十
九 八

者 入 払 元 利 象 各 準 入 償 償
札 場 利 回 国 発 と 札 還 還
参 所 金 り 債 行 す の 金 期
加 支 の 対 る 基 額 限

(別表のとおり)
募入決定の通知を受けたる者は、
払込金額に追加し、次式によ
り算出した金額を払込日に払
い込むものとする。
各発行対象国債の額面利率の
各発行対象国債の額面利率の
総額×各発行対象国債の額面利率の
100×各期の発行日かまの日に日
支規数に利率の発行日かまの日に日
支規数に利率の発行日かまの日に日

第十号に規定する発行日後の各
発行対象国債の支払期において、次
と、各支払期において、次
算式により算出した金額を支払
う。ただし、支払期が銀行休業
日に当たるときは、翌営業
日に支払う(償還期限に
同じ)。各発行対象国債の額面
×各発行対象国債の額面利率×各

(別表のとおり)
額面金額につき、平成三十
一年三月二十二日付で日本証
業協会が発した公社債店頭
買参考統計値表に掲載された平
均値の単利回りとする。
日本銀行から通知を受けた者

二十 払込期日 平成三十一年三月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第二回三年付) 六八〇	〇・一%	日年平三成三月三十五二	六百六億円
利付国庫債券 (第二回三年付) 七八〇	〇・一%	日年平四成三月三十五二	十七億円
利付国庫債券 (第二回三年付) 八八〇	〇・一%	日年平五成三月三十五二	六十五億円
利付国庫債券 (第二回三年付) 九八〇	〇・一%	年平六成三月三十一日二	一億円
利付国庫債券 (第一回三年付) 一八九〇	〇・一%	年平八成三月三十一日二	一億円
利付国庫債券 (第一回三年付) 二九三	〇・一%	日年平三成三月二十二	一億円
利付国庫債券 (第一回三年付) 二九四	〇・一%	日年平六成三月二十二	四億円
利付国庫債券 (第一回三年付) 二九五	〇・一%	日年平九成三月二十二	四十五億円

（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十二 債 二 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十一 債 一 券	（（利 第十付 ）三年国 百）庫 九 債 回 券 ）	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十六 債 六 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十五 債 五 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十四 債 四 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十一 債 一 券	（（利 第五付 ）百年国 三）庫 十 債 回 券 ）	（（利 回第五付 ）百年国 二）庫 十九 債 九 券	（（利 回第五付 ）百年国 二）庫 十七 債 七 券
一 ・ 二 %	○ ・ 八 %	一 ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
十年平 日十成 二三 月十二 二	日年平 九成 三月二十 二	日年平 六成 三月二十 二	日年平 六成 三月二十 五	日年平 三成 三月二十 五	十年平 日十成 二三 月十二 四	日年平 三成 三月二十 四	十年平 日十成 二三 月十二 三	日年平 九成 三月二十 三	日年平 三成 三月二十 三
四 十 八 億 円	六 十 二 億 円	三 億 円	二 十 三 億 円	六 億 円	億四 百四 十二	億三 百八 十一	億七 百八 十八	百 四 億 円	七 十 四 億 円

（（利 六第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 四第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 三第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 二第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 九 債 九 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 七 債 七 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 六 債 六 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 五 債 五 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十 三 債 三 券
○ ・ 七 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	○ ・ 九 %	— ・ ○ %	— ・ 一 %	— ・ 一 %	— ・ 一 %	— ・ 二 %	— ・ 三 %
十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 九成 月三 二十三	日年平 六成 月三 二十三	日年平 六成 月三 二十三	日年平 三成 月三 二十三
三 億 円	一 億 円	一 億 円	二 億 円	四 十 億 円	三 十 二 億 円	十 四 億 円	三 十 九 億 円	三 十 九 億 円	六 億 円

（（利 第二付 五十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 回）庫 ）債 券）	（（利 第二付 四十年 九）庫 回）債 券）	（（利 第二付 四十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第二付 四十年 五）庫 回）債 券）	（（利 第二付 三年 回）庫 ）三 十）債 券）	（（利 第一付 十年 回）庫 ）三 十）債 券）	（（利 回第十 ）三付 百）庫 三）債 十）券	（（利 第九付 回第十 ）三付 百）庫 二）債 十）券	（（利 第七付 回第十 ）三付 百）庫 二）債 十）券
二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %
十年平 日十成 二三 月十二 三	一年平 日六成 三月三 十二三	二年平 日三成 三月三 十二三	二年平 日三成 三月三 十二三	十年平 日十成 二月十二 二	日年平 三成 三月二十 二	十年平 日十成 二月十二 五	日年平 九成 三月二十 五	日年平 九成 三月二十 五	日年平 六成 三月二十 五	十年平 日十成 二月十二 四
七 十 一 億 円	三 十 八 億 円	三 億 円	二 十 一 億 円	五 百 億 円	十 四 億 円	億二 百六 十四	百六 十億 円	三 億 円	二 十 五 億 円	二 億 円

（利付 第二国 十年庫 五回債 券）	（利付 第二国 十年庫 二回債 券）	（利付 第二国 十年庫 一回債 券）	（利付 第二国 十年庫 六回債 券）	（利付 第二国 十年庫 五回債 券）
一 ・ 九 %	○ ・ 八 %	一 ・ 四 %	二 ・ ○ %	二 ・ ○ %
十年平 日十成 二三 月十 二五	日年平 六成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 六成 月三 二十 十四	一年平 日三成 月三 二十 十四
三 億 円	十 七 億 円	十 四 億 円	五 億 円	八 億 円